

国土強靱化の取組の着実な推進について

令和 5 年 8 月 3 日
国土強靱化の推進に関する
関係府省庁連絡会議

1. 基本認識

- 近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震も切迫している。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。このため、令和 2 年 12 月に「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」（以下「5 か年加速化対策」という。）を閣議決定し、防災・減災、国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を図ることとした。
- また、平成 30 年 12 月に変更を行った「国土強靱化基本計画」について、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて、令和 5 年 7 月 28 日に、新たな「国土強靱化基本計画」を閣議決定するとともに、令和 5 年度に実施すべき主要施策を明示し、定量的な指標により進捗状況を把握・管理するため「国土強靱化年次計画 2023」（以下「年次計画 2023」という。）を国土強靱化推進本部において決定したところである。
- 関係府省庁においては、新たな「国土強靱化基本計画」を踏まえ、年次計画 2023 に定める施策の推進方針にのっとり、各施策の目標が着実に達成されるよう、5 か年加速化対策を始めとする国土強靱化の取組を進めていくことが必要である。
- 一方、国土強靱化を更に推進し実効性あるものとするためには、国のみならず、地方公共団体や民間事業者が総力を挙げて積極的に取り組むことが不可欠である。
- 国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）は、令和 4 年度末までに都道府県においては全て、市区町村においても 99%で策定され、各地域において計画に基づき強靱化の取組が進められている。今後、国土強靱化の更なる推進のためには、未策定の市区町村における地域計画策定とともに、策定された地域計画の不断の検証、見直しにより計画内容の充実を図っていくことが重要である。
- また、民間の取組は、新たなイノベーションや更なる民間投資の拡大をもたら

し、我が国の持続的な経済成長等にも貢献するものであることを踏まえ、国土強靱化貢献団体認証制度の周知・普及、企業の生産力の強靱化を図ること等を通じて、民間の取組を促進することが重要である。

- 今後も、国と地方公共団体、官と民が連携しながら、強靱な国づくりを着実に進め、かつ強靱な国づくりに進めていく必要がある。

2. 国土強靱化の取組の着実な実施に向けて

関係府省庁は、以下に留意しつつ、年次計画 2023 に定められた施策を着実に推進するとともに、今年度の災害発生状況を踏まえ、適切な対応を速やかに行う。

(1) 5か年加速化対策の推進

- 年次計画 2023 において、3年目となる令和5年度までに約9.9兆円の事業規模となることを確認した。引き続き、安全、安心かつ災害に屈しない強さとしなやかさを備えた国土づくりを計画的かつ強靱に進めることとする。
- 関係府省庁は、対策ごとに設定した中長期の目標に基づき進捗管理を行い、地域経済の活性化に寄与する公共事業等が円滑に実施されるよう、適正な積算の実施や工期の設定に努めるとともに、国庫債務負担行為の積極的な活用による施工時期の平準化や地域の実情を踏まえた適切な規模での発注等を推進するなど、適切な執行等に努める。
- 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）の改正における附則を踏まえ、国土強靱化に関し実施すべき施策の実施状況の評価の在り方について、重要業績評価指標（KPI）はもとより、効果の発現状況など、KPI以外の要素も含めながら、関係府省庁の代表事例について、令和5年7月に設置された国土強靱化推進会議への説明等を通じて国民に分かりやすく説明を行うべく準備を進める。

(2) 3か年緊急対策のフォローアップ

- 令和2年6月15日に参議院から会計検査院に対し要請された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（以下「3か年緊急対策」という。）に関する会計検査について、令和5年5月17日に会計検査院から検査結果の報告がなされた。

- 会計検査院の報告書の所見を踏まえて、3か年緊急対策のフォローアップ調査を実施し、令和5年度中に関係府省庁からの報告を内閣官房において取りまとめ、令和6年7月を目途に公表する。
- (3) 地域計画の策定・改定及び地域の国土強靱化の取組の促進（国土強靱化地域計画に基づき実施される地域の強靱化の取組支援）
- 地域計画は、「国土強靱化基本計画」と調和を保つ必要があり、また、地域の強靱化に資する施策は国が実施主体となっているものも多いことから、関係府省庁（出先機関を含む。）は、地域計画の策定・改定や、地域計画に基づく取組を実施する地方公共団体等と十分な連携を図るとともに、必要な協力・支援を行う。
 - 関係府省庁は、地方公共団体が策定した地域計画に基づく取組等に対し、令和5年度予算の57の交付金等の交付に当たって、「重点化」・「一定程度配慮」を行うなどの支援を行う。
 - 地域計画が強靱化の取組の促進に際して実効性を発揮するためには、「いつまでに」「誰が」「どこで」「何を」するのかを明確に定めることが重要であることを踏まえ、令和6年度以降、交付金・補助金制度の趣旨等に留意しつつ、当該年度の採択、予算配分において、地域計画に実施箇所等の具体的な内容が位置付けられた事業への「重点化」を更に進めるとともに、その状況を内閣官房において取りまとめ・公表する。
- (4) 民間取組の推進
- 関係府省庁は、企業による自主的な防災減災投資や事業継続計画の策定が促進されるよう、適切な支援を行う。加えてPPP/PFIを活用したインフラ整備や老朽化対策、維持管理等を進めるほか、被害予測等の情報提供を徹底するなど、国土強靱化に資する自主的な民間の投資を誘発する仕組みを構築する。
- (5) 広報・普及啓発活動の推進
- 令和4年6月に策定した「国土強靱化 広報・普及啓発活動戦略」に基づき、内閣官房や関係府省庁は、受け手の視点に立った、分かりやすい情報発信の強化に努める等の主体的・積極的な広報・普及啓発活動を実施する。具体的には、
 - ① 内閣官房は、災害発生時に実際に効果を発揮した事例について関係府省庁の協力を得て取りまとめ・情報発信、HP・SNSでの情報発信の強化、国土強

靱化ポスター等を通じた国土強靱化の理念等の普及・啓発等を実施する。また、令和5年度中に5か年加速化対策に係る取組事例集を関係府省庁の協力を得て作成する。

- ② 関係府省庁が共通して取り組む事項として、国土強靱化に関するHPの作成等、主体的・積極的な広報・普及啓発活動や、国土強靱化に関する事業で工事等を実施する際には、現場の看板等に国土強靱化の関連工事であることを明記することなどにより周知に努めるなどを実施する。

また、関係府省庁ごとの主な取組として、関係府省庁が行う国土強靱化関係事業に関する広報・普及啓発活動（効果事例等の取りまとめ・普及啓発等）、民間企業・団体等の国土強靱化を促進するための広報・普及啓発活動（各業界のBCP策定支援等）、国民向けの取組（防災教育の充実・促進等）を実施する。

3. 令和6年度予算の概算要求等について

- 骨太の方針2023においては、別紙1のとおり、「激甚化・頻発化する自然災害、インフラ老朽化等の国家の危機から国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画」に基づき、現下の資材価格の高騰等も踏まえ、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、女性・こども等の視点も踏まえ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する」こととされている。また、「5か年加速化対策等の取組を推進し、災害に屈しない国土づくりを進める」こととされている。
- このため、関係府省庁は、国土強靱化関係予算について、「国土強靱化基本計画」及び年次計画2023にのっとるとともに、必要・十分な予算を確保し、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進するため、「重要政策推進枠」の活用も含め、メリハリを付けた令和6年度概算要求、税制改正要望等を行う。
- 要求等に当たっては、横断的分野である「リスクコミュニケーション」「人材育成」「官民連携」「老朽化対策」「研究開発」「デジタル活用」に係る取組とともに、基本的な方針である「国民の生命と財産を守る防災インフラ」「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」「災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化」「地域における防災力の一層の強化」に係る取組、ハード・ソフト一体となった取組、及び非常時のみならず平常時にも活用される取組に留意する。

- 5か年加速化対策に係る予算については、別紙2のとおり、「次年度以降の各年度における取扱いについても、予算編成過程で検討する」等とした趣旨に沿って、適切に対応する。
- 内閣官房は、8月末を目途に、関係府省庁の概算要求と税制改正要望を取りまとめ、公表する。

「経済財政運営と改革の基本方針 2023」(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)(抜粋)

第 3 章 我が国を取り巻く環境変化への対応

2. 防災・減災、国土強靱化、東日本大震災等からの復興

(防災・減災、国土強靱化)

激甚化・頻発化する自然災害¹、インフラ老朽化等の国家の危機から国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画」に基づき、現下の資材価格の高騰等も踏まえ、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、女性・こども等の視点も踏まえ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。5か年加速化対策²等の取組を推進し、災害に屈しない国土づくりを進める。

これまでの着実な取組によって大規模な被害が抑制されているところ、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めていくことが重要であり、5か年加速化対策後の国土強靱化の着実な推進に向け、改正法³に基づき、必要な検討を行う。

今夏を目途に策定する新たな「国土強靱化基本計画」について、デジタル田園都市国家構想や新たな「国土形成計画」と一体として取組を一層強化する。将来の気候変動の影響を踏まえた流域治水⁴、インフラ老朽化対策の加速化、TEC-FORCE等⁵の防災体制・機能の拡充・強化等⁶の「国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」、ミッシングリンクの解消等による災害に強い交通ネットワークの構築等⁷の「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」、サプライチェーンの強靱化や、船舶活用医療の推進、医療コンテナの活用等による医療の継続性確保等の「災害時における事業継続性確保をはじめとした官民連携強化」に加え、次期静止気象衛星等の活用による防災気象情報等の高度化⁸や消防防災分野のDX、防災デジタルプラットフォームの構築⁹、住民支援のためのアプリ開発促進等¹⁰の防災DX、防災科学技術の推進による「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」、災害ケースマネジメント¹¹の促進、災害中間支援組織¹²を含む被災者支援の担い手確保・育成、地域の貴重な文化財を守る防災対策、気象防災アドバイザーや地域防災マネージャーの全国拡充によるタイムライン防災の充実強化、消防団への幅広い住民の入団促進等による消防防災力の拡充・強化等¹³、多様性・公平性・包摂性を意識した「地域における防災力の一層の強化」を新たな施策の柱とし、国土強靱化にデジタルと地域力を最大限いかす。

火山災害対策を一層強化するため、改正法¹⁴に基づき、火山調査研究推進本部の体

制整備、専門的な知識や技術を有する人材の育成と継続的な確保等を行う。

- 1 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震・津波災害、気象災害、火山災害等。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)。
- 3 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律(令和5年6月14日成立)。
- 4 気候変動を踏まえた治水計画の見直しや洪水予報河川の拡大を含む。
- 5 地方整備局等、国土地理院、災害時に高度な技術力を要する現地調査や応急対策等の支援を行う研究機関等。
- 6 盛土の安全確保対策の推進、森林整備・治山対策の推進、学校をはじめ避難所等の防災機能の強化、グリーンインフラの活用等。
- 7 大雪時の交通確保対策の強化、無電柱化の推進等、停電対策の充実化等。
- 8 線状降水帯・洪水等の予測精度向上、最新の気象予測技術を活用したダム運用の高度化等。
- 9 データ共有のルールや日本版E E Iを新たに策定し、現在整備中の次期総合防災情報システム(2024年度運用開始予定)を中核として、D i M A P S等の災害情報システムと連携し、各府省庁・地方公共団体等の災害対応機関が連携共有体制を構築するもの。
- 10 災害時等にドローン・センサー等を活用し情報収集を行う防災I o T、A I等を駆使する革新技術の創出・社会実装等。
- 11 一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組。
- 12 被災地等においてN P Oやボランティア等多様な民間団体の活動支援や活動調整を行う組織。
- 13 地方自治体への支援を行うための全国の気象台等の防災体制・機能の拡充、技術職員経験者の活用等による地域防災対策の強化、要配慮者避難の取組の推進、避難所におけるキッズスペースの確保等。
- 14 活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律(令和5年6月14日成立)。

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)(抜粋)

第4章 対策の事業規模

第2章において示した重点的に取り組むべき対策について、加速化・深化を図る観点から、追加的に必要となる事業規模は、今後5年間でおおむね15兆円程度を目途としており、別表のとおりである。また、対策の初年度については、令和2年度第3次補正予算により措置する。

次年度以降の各年度における取扱いについても、予算編成過程で検討することとし、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応する。

また、本対策には、財政措置に加え、財政投融資のほか、民間事業者等による事業が想定されている。